

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和７年９月２６日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ杜せきのした その２

名取市杜せきのした五丁目４番地１～１５

２ 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

三菱ＨＣキャピタル株式会社 代表取締役 久井 大樹

東京都千代田区丸の内一丁目５番１号

青山商事株式会社 代表取締役 遠藤 泰三

広島県福山市王子町一丁目３番５号

３ 変更した事項

（１）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三菱ＨＣキャピタル株式会社 代表取締役 久井大樹 東京都千代田区丸の内一丁目５番１号	三菱ＨＣキャピタル株式会社 代表取締役 久井大樹 東京都千代田区丸の内一丁目５番１号 青山商事株式会社代表取締役 遠藤泰三 広島県福山市王子町一丁目３番５号

（２）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
別紙のとおり	別紙のとおり

4 変更の年月日

(1) 平成20年10月22日

(2) 令和7年6月26日

5 届出年月日

令和7年8月21日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター及び名取市役所

7 縦覧期間

令和7年9月26日から令和8年1月26日まで（ただし、閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」

（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。